

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告はe-Taxをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

所得税および復興特別所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット

○自宅からネットで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、e-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○添付書類の提出省略

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）。

○還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。）。

○24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明

書の有効期限切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期限が過ぎた場合には、更新手続きが必要です。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフト

の操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)へ

確定申告書等作成コーナーに関する情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ

操作に関するお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ

第4回 両津地区カラオケ大会

両津地区で実施しているカラオケ大会を今年も開催します。両津地区在住の方はもちろん、両津地区の事業所に勤務している方まで幅広い出場者が熱唱します。住民相互の親睦を深める大会です。地元のスターをみんなで応援し、盛り上がりましょう。

日時 2月11日(水・祝)午後1時～ **会場** 両津文化会館 **入場料** 全席自由500円

チケットのお求めは 両津地区公民館、社会教育課(両津支所2階)、丸屋書店(両津)、アミューズメント佐渡まで

お問い合わせ 両津地区公民館 両津地区カラオケ大会事務局 ☎27-4181